

自営兼業に関する取扱いについて

東京大学教職員兼業規程（平成16年東大規則第26号）に定める兼業のうち、自営兼業に関しては、東京大学教職員兼業規程の運用について（平成16年7月8日付け役員会議決）に定めるもののほか下記により取り扱うこととする。

記

1. 自営兼業の範囲

自営とは、教職員が自己の名義で営利企業を経営する場合をいう。なお、次に掲げる場合についても自営として取扱うものとする。

- (1) 名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合
- (2) 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等を行う場合にあって、大規模に経営され客観的に営利を目的とする企業と判断される場合
- (3) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - イ 独立家屋の数が5棟以上であること。
 - ロ 独立家屋以外の建物で、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
 - ハ 土地の賃貸契約の件数が10件以上であること。
 - ニ 劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたもの又は旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。
- (4) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
 - ロ 駐車台数が10台以上であること。
- (5) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には合計額）が年額500万円以上である場合
- (6) (3)又は(4)に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

2. 自営兼業の許可基準

次に該当する場合は兼業を許可することができるものとする。

- (1) 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合
 - イ 教職員の職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - ロ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等（親族による管理も含む。）により教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - ハ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

- (2) 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合
- イ 教職員の職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - ロ 教職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - ハ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
 - ニ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

3 . 自営兼業の申請手続き

自営兼業の許可申請をする教職員は、下記に定める申請書及び添付資料等を所属部局長を経由し、総長に提出するものとする。

- (1) 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の場合は、自営兼業申請書（不動産等賃貸関係：別紙様式第 5 号）に次に掲げる資料を添付し、申請するものとする。
- イ 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面
 - ロ 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面
 - ハ 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - ニ 事業主の名義が兼業しようとする教職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該教職員との続柄並びに当該教職員の当該事業への関与の度合
 - ホ その他参考となる資料
- (2) 不動産又は駐車場の賃貸以外に係る自営の場合は、自営兼業申請書（不動産等賃貸以外の事業関係：別紙様式第 6 号）に次に掲げる資料を添付し、申請するものとする。
- イ 教職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面
 - ロ 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面
 - ハ 教職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど教職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする調書
 - ニ 事業主の名義が兼業しようとする教職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該教職員との続柄並びに当該教職員の当該事業への関与の度合
 - ホ その他参考となる資料

4 . 自営の内容変更に伴う再申請

自営兼業の内容に変更があった場合には、許可に係る自営兼業の内容の変更から 1 ヶ月以内に改めて兼業の申請をしなければならない。